

社会福祉法人すくすくどろんこの会
役員、相談役及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程（案）

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人すくすくどろんこの会（以下「この法人」という。）の定款第八条、第二一条及び第二二条の二第2項の規定に基づき、役員、相談役及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、相談役及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第六条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 相談役とは、定款第二二条の二に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として第4条にて定める報酬を支給することができる。

- 2 理事で本法人の職員として雇用されている者には、報酬を支給しない。
- 3 相談役で本法人の職員として雇用されている者には、報酬を支給しない。
- 4 評議員選任・解任委員会、評議員会及び理事会が書面決議にて開催された場合は、報酬を支給しない。
- 5 同日開催の場合は併給しない。

（報酬の額の決定）

第4条 この法人の役員等の報酬総額は、年間2000万円以内とする。

- 2 理事長の報酬は、年間総額1500万円以内とし、評議員会において報酬額を決議する。
- 3 理事長以外の役員等については、次にあげる職務執行の対価として報酬を支給する。

(1) 評議員会への出席	1日	20,000円
(2) 理事会への出席	1日	20,000円
(3) 監事の監事監査実施及び監査業務の遂行	月額	100,000円
(4) 評議員選任・解任委員会への出席	1日	20,000円
(5) その他、業務の必要上の職務執行	1日	10,000円
	半日	5,000円
- 4 前号の報酬額については源泉徴収税額控除前の額とする。

（費用弁償）

第5条 役員等の旅費費用は、必要の都度、支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば報酬と合

わせて支払うことができるものとする。また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程(事務局版)第14条を準用する。
- 3 役員等には、出張に要する旅費等(宿泊費を含む)を出張旅費規程を準用して支給する。

(報酬の支給日)

第6条 役員等の報酬(費用を除く)は、毎月末日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

(報酬及び常勤役員等の旅費の支給方法)

第7条 報酬及び常勤役員等の旅費の支給は、原則として銀行口座等に振込み支払うものとする。

- 2 報酬及び常勤役員等の旅費は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。
- 3 理事長報酬は年間報酬額を月賦にて支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、令和7年8月6日から改正施行する。
- 5 この規程は、令和8年1月1日から改正施行する。